



THEME

- ・「令和8年の税制改正」の最新情報
- ・AI活用に関する中小企業の課題点について解説いたします！

TOPIC

給与収入「178万円」までは所得税がゼロ？

長年「103万円」だった所得税の壁が、
2026年より「178万円」へ大幅に引き上げられました。

【対象者】 給与所得者（※個人事業主・フリーランスの方は対象外です）

様々なメディアで取り上げられているように、給与収入のみで「178万以下」の方は、給与所得控除：74万円 基礎控除：104万円が適用されるため、所得が0円となり所得税がかかりません。

ただし、以下の注意点にご注意ください。

【注意点①】 住民税の計算は119万円の壁！

住民税がかかる収入のラインは異なり、約119万円以下が住民税ゼロとなります。
※市区町村によって基準が異なります。

【注意点②】 扶養の壁は別物！

178万円を超えると所得税上の扶養からはずれ、扶養者の税金が増える可能性も

- ・ 年収136万円： 配偶者控除や一般の扶養控除が「満額」受けられるライン。
- ・ 年収150万円： 特定扶養親族（19～22歳の子）の扶養者が「満額」控除が受けられるライン。
- ・ 年収201万円： これを超えると、配偶者控除などが完全に消滅する最終ライン。

【注意点③】 社会保険の「壁」にも注意！

所得税の壁が178万円に上がっても、社会保険の壁（130万円）があります。年収130万を超えると配偶者の扶養から外れ、健康保険等の自己負担が発生します。

※2026年4月から、年収130万円の判定は労働契約上の見込み年収が重視され、一時的な残業による超過は含まれにくくなります。



節税額が増える？ 私的年金制度改正が4月から順次スタート！

■ 2026年4月1日施行

【これまでのルール】

従業員の掛金は「会社の掛金額以下」という制限がありました。

【改正のポイント】 上記ルールの制限が撤廃されました

【これからできること】

会社の規約を変更すれば、会社の掛金額に関係なく、「会社と従業員の掛金合計が拠出限度額に収まる範囲内」で、従業員が自由に掛金を設定できるようになります！



■ 2026年12月1日施行

iDeCo（個人型確定拠出年金）に関する制度改正

- より「長く」積み立てられる！（加入年齢の引き上げ）
 - 一定の条件を満たせば、iDeCoに加入して掛金を払える年齢の上限が「70歳まで」延長されます。これまでより長く老後資金の準備ができるようになります。
- より「多く」積み立てられる！（拠出限度額の引き上げ）
 - これまで「会社の年金制度があるかどうか」で生じていた掛金上限額の差（不公平感）が解消されます。
 - その上で、iDeCo・企業型DC・国民年金基金のすべての掛金上限額がアップ。

社員向け食事提供の非課税枠が拡大へ

従業員等への食事の現物支給に対する「所得税の非課税限度額」が引き下げられます！

【改正のポイント①】：毎月の食事補助の上限が大幅アップ！

- 令和8年度（2026年度）より、会社が非課税で負担できる限度額が、「月額3,500円」から「月額7,500円」へと倍以上に引き上げられます。



【改正のポイント②】：深夜勤務の夜食代（現金支給）の上限もアップ！

- 深夜勤務の際、夜食（現物）の代わりに現金を支給する場合の非課税枠が、「1回300円」から「1回650円」に引き上げられます。

令和8年4月1日以後に支給する食事からの適用です。必要に応じて見直しを検討しましょう！

- ✓ 社員食堂・弁当補助など、食事提供制度がある場合は、内容を確認
- ✓ 深夜勤務時に「夜食手当」を支給している場合は金額を確認
- ✓ 新しい非課税限度額に合わせた負担額や支給額の見直しの検討
- ✓ 各種規程の確認、見直しの検討

インボイス「2割特例」の後はどうなる？ 最新の税制改正と「3割特例」のご案内

令和8年度の税制改正により新たな負担軽減措置が発表されました。今後の消費税対策となる新設の「3割特例」をはじめ、最新のインボイス関連情報をお届けします！

個人事業主の方向け！新設の「3割特例」とは？

現在の「2割特例」が終了した後の緩和措置として、消費税の納付税額を「**売上にかかる消費税の3割**」とすることができる特例が新設されました。

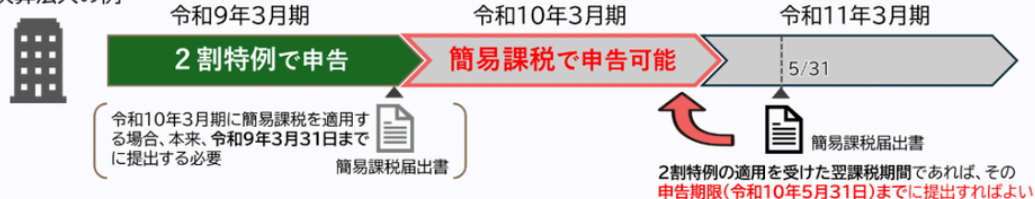
- ✔ **適用期間** 令和9年分（2027年分）および令和10年分（2028年分）
- ✔ **対象となる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった「個人事業主」の方で、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円以下の方。

「簡易課税制度」への切り替えが柔軟に！

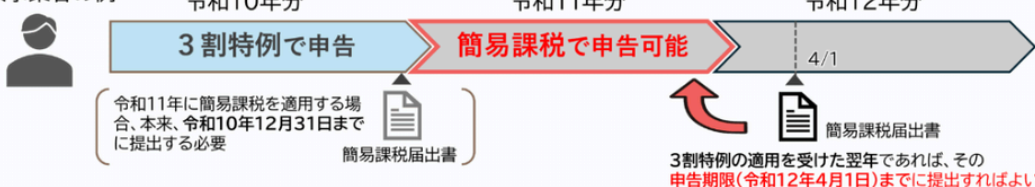
2割特例や3割特例の適用が終わった後、「事務負担の少ない『簡易課税制度』を利用したい」とお考えの方に朗報です。

特例適用後に簡易課税へ移行する場合は、その課税期間の申告期限（確定申告の期限）までに届出書を提出すれば間に合うという措置が設けられました。これにより、実際の決算や申告の状況を見ながら、有利な計算方法をじっくり選べるようになります。

3月決算法人の例



個人事業者の例



出典：国税庁 令和8年度税制改正特集

【個人事業主の方へのポイント】

- 新設された「3割特例」が使えるかどうかや「簡易課税」とどちらが有利になるかなど、損をしないための見極めが重要になります。

【法人の方へのポイント】

- 現在の「2割特例」が終了した後の対応策を、今後の資金繰りを見据えてしっかり検討する必要があります。

今年1月に財務省から発表された調査結果から、企業のAI活用用途やその効果について解説します。

中小企業の65%がAIを活用しています！

財務省の調査結果によると、現在、AIを活用している企業の割合は75%でした。業種別では「製造業が80%」「非製造業が72%」となっています。

企業規模別では「大企業が89%」「中堅企業が66%」「**中小企業が65%**」という状況です。なお、5年前の活用率は10%程度であり、業務にAIを活用している企業が増えていることがわかります。

AI活用の用途について

AI活用の用途について、業種別に主な回答をまとめると表1のとおりです。

製造業、非製造業ともに**文章作成が80%**以上、**情報検索・収集・調査が70%**以上。

また「製造業」では製造・品質管理や開発・技術支援、「非製造業」では顧客分析や顧客対応でのAI活用が多い状況です。

【表1】AI活用の用途 (%)

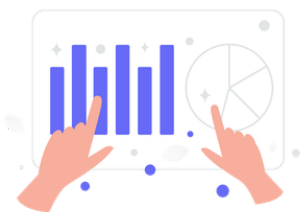
	全体	製造業	非製造業
文章作成	86	91	81
情報検索・収集・調査	74	79	70
顧客分析	23	16	30
顧客対応	19	15	23
製造・品質管理	21	37	7
開発・技術支援	23	33	15
在庫・調達管理	16	13	19

財務省「地域におけるAI活用を巡る現状(特別調査)」より作成

AI活用で得られる効果とは??

AI活用により得られている効果として、「**業務時間削減**」と回答する企業が**90%程度**の結果となっています。

また、AI活用の用途が増えるほど、コスト削減・必要人員減少・新規商品開発等・売上増加の効果を実感する企業の割合も高くなっているという結果も出ています。



AIを活用していない企業も、できるところから始めてみてはいかがでしょうか。次のページでは「**葵パートナーズのAI活用事例**」を紹介いたします！

葵パートナーズでも、日々AIの活用を研究しています！
その取り組みの一部をご紹介します。

税法条文や助成金情報の整理にNotebookLMを活用

NotebookLMとは、通常のAIと違い「アップロードした資料（ソース）」を最優先に参照して回答するという仕組みを採用しています。

アップロードした資料以外の知識は挟まないで、
情報の精度高く、複雑な情報の整理や検索に
活用ができます！



例えば・・・、

「募集要項が長すぎて、自社が対象か判断も大変な助成金」

- ①要項PDFをアップロード
- ②「自社が受給できる条件と、提出書類のチェックリストを作って」と頼む
→複雑な募集要項も簡単に整理できます。

会社のルールブックをアップロードして、
新入社員向けにテストを作ることも・・・！

 NotebookLM

会計ソフトのAIで領収書を仕訳入力

近年、会計ソフトのAIも目覚ましい進化をしています。

先月号でもお伝えしましたが、「AI-OCR」というOCR（光学文字認識機能）にAIを搭載して学習させることで、手書き文字等でも適切に認識できるようになっています。

今まで1件ずつ目で見えて手入力していた作業も、領収書のデータを高精度で読み取り、ほぼ自動で入力できるため、経理効率が大幅に上がります！

クラウド会計ソフトの「マネーフォワード」「freee」はもちろん、様々な会計ソフトでもサービスが始まっているためぜひご活用してみてください！

 Money Forward
クラウド会計

 freee





新入社員インタビュー

INTERVIEW

経済学部 三星 廉



－ 三星さんが入社されたきっかけはなんですか？

税務・会計の知識を活かしながら、お客様の経営を幅広く支援できる仕事に魅力を感じ、入社を決めました。また、税務だけでなく、労務や経営支援など多方面からお客様をサポートしている点にも惹かれました。若い内からさまざまな業務に挑戦できる環境で、自身を成長させていきたいと考えています。

－ 実際に現場で働いてみて、どんなときにやりがいを感じますか？

任せていただける業務の幅が少しずつ広がり、自身の成長を実感できたときにやりがいを感じます。また、業務を通じてお客様や社内メンバーの役に立てていると感じられる点にも魅力を感じています。

－ 今後、挑戦してみたいことは？

現在は税務・会計の実務を中心に経験を積んでおりますが、今後はさらに知識や対応領域を広げていきたいと考えています。税務に限らず、労務やDXなど幅広い分野にも挑戦し、総合的にお客様を支援できる人材を目指したいです。

三星さん、ありがとうございました！

これからも葵パートナーズの一員として、ますます活躍してくださいね。



INTERVIEW

商学部 村木 萌夏



－ 村木さんは学生時代、何に力を入れていましたか？

商業高校出身で、その時初めて簿記に触れ、面白さを知りました。そして大学進学後は、税理士コースに所属しておりました。そこでは、税理士試験に向けて日々勉強に励み、税理士試験の難しさに痛感しながらも、大学3年時に簿記論、4年時に財務諸表論にそれぞれ合格することができました。そして現在は、相続税法の勉強に励んでいます。

－ 村木さんの今後の目標は？

税理士試験の勉強を通して培った知識を活かし、実務への理解を深めていきたいと考えております。そして、学生時代に学んだ内容と実務を結び付け、一つひとつの業務を丁寧に行い、知識を身に着けることで更なる成長を目指します。

－ 村木さんの趣味や熱中しているものは何ですか？

私の趣味は、ドライブや旅行、ダーツやビリヤードなどです。車を運転することが好きなので、休日はドライブや友人、家族と旅行に行くことが多いです。また、友人とダーツやビリヤードをすることも楽しみの一つです。

村木さん、ありがとうございました！

これからも葵パートナーズの一員として、ますます活躍してくださいね。

